

# これまでの死因究明推進協議会で頂いたご意見 事務局の説明資料

1. 死体取扱数等の推移（東京都）
2. 死体取扱数等の推移（地域別）
3. 警察が取り扱う死体の流れ（全国）
4. 死体解剖保存法に基づく解剖制度の概要
5. 諸外国における法医解剖の状況
6. 東京都監察医務院における年次別検案・解剖件数（1946年から2017年）
7. 都道府県別の死体取扱状況（平成29年度）
8. 登録検案医育成研修カリキュラム（東京都監察医務院）
9. 検視官臨場率等の推移（全国）
10. 検視官及び検視官補助者の体制
11. 東京都監察医務院の特定案件（平成29年）
12. 東京都監察医務院における20歳未満死体の死因究明
13. 多摩地域における検案業務の状況
14. 多摩地域における検案実施の推移
15. 警察署別に見た検案件数の推移
16. 東京都監察医務院の事業活動
17. 監察医務院処務規程（昭和25年東京都訓練第73号）
18. 多摩・島しょ地域の解剖率（医師会医師と大学法医の比較）
19. 東京都の死体取扱総数（検案件数）の推移
20. 日本の将来推計人口（平成29年推計）
21. 監察医務院の人口100万人当たり年間予算額（人件費含む）
22. 東京都監察医務院の沿革
23. 監察医制度の現状について
24. 東京都の職員定数の推移（平成11年度から平成30年度まで）
25. 東京都監察医務院の組織
26. 東京都監察医務院の業務執行体制

# 【図 1】死体取扱数等の推移（東京都）

## 東京都

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
死体取扱総数	18,728	18,792	20,529	20,146	20,031	19,596	19,472	19,069	18,571	19,224
司法解剖	327	278	312	323	372	269	244	167	213	233
調査法解剖						151	223	350	627	535
その他の解剖	3,438	3,463	3,831	3,661	3,445	3,213	3,110	3,270	3,157	3,308

### <参考>

解剖率	20.1%	19.9%	20.2%	19.8%	19.1%	18.5%	18.4%	19.9%	21.5%	21.2%
対総死亡	2.8%	2.7%	3.1%	3.4%	3.1%	2.8%	2.8%	3.0%	3.4%	3.8%

## 全 国

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
死体取扱総数	161,838	160,858	171,025	173,735	173,833	169,047	166,353	162,881	161,407	165,837
司法解剖	6,285	6,569	8,014	7,971	8,520	8,356	8,684	8,424	8,326	8,157
調査法解剖						1,418	1,921	2,395	2,605	2,844
その他の解剖	9,431	9,615	11,069	11,205	10,698	9,262	8,787	9,302	9,487	9,582

### <参考>

解剖率	9.7%	10.1%	11.2%	11.0%	11.1%	11.3%	11.7%	12.4%	12.7%	12.4%
対総死亡	1.4%	1.4%	1.6%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.6%	1.6%	1.5%

## 【図2】死体取扱数等の推移（地域別）

### 特別区

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
死体取扱総数	12,989	12,943	14,396	13,997	13,949	13,593	13,301	13,425	12,780	13,118
司法解剖	327	278	312	323	372	269	244	167	213	233
調査法解剖						107	179	264	433	373
その他の解剖	2,661	2,700	2,935	2,624	2,451	2,338	2,225	2,314	2,178	2,099

### <参考>

解剖率	23.0%	23.0%	22.6%	21.1%	20.2%	20.0%	19.9%	20.4%	22.1%	20.6%
対総死亡	4.4%	4.4%	4.5%	4.1%	3.8%	3.6%	3.5%	3.6%	3.7%	3.5%

### 多摩・島しょ地域

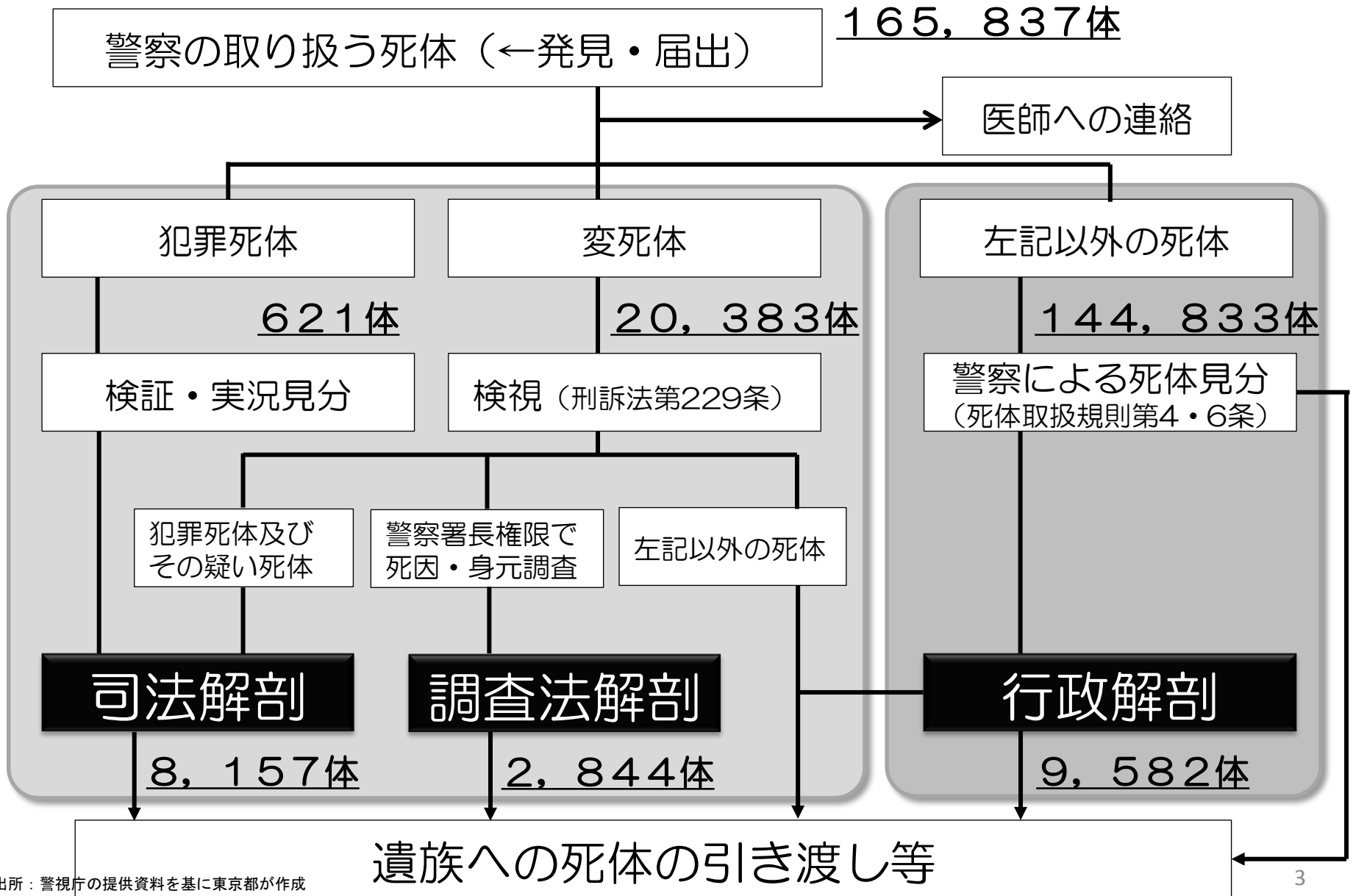
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
死体取扱総数	5,739	5,849	6,133	6,149	6,082	6,003	6,171	5,644	5,791	6,106
司法解剖	63	58	88	75	81	63	59	34	65	64
調査法解剖						44	44	86	194	162
その他の解剖	777	763	896	1,037	994	875	885	956	979	1,209

### <参考>

解剖率	14.6%	14.0%	16.0%	18.1%	17.7%	16.4%	16.0%	19.1%	21.4%	23.5%
対総死亡	2.8%	2.7%	3.1%	3.4%	3.1%	2.8%	2.8%	3.0%	3.4%	3.8%

# 【図3】警察が取り扱う死体の流れ（全国）

○ 数字は平成29年の死体取扱数



# 【図4】死体解剖保存法に基づく解剖制度の概要

- 死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。(死体解剖保存法第2条)
- ただし、以下のいずれかに該当する場合には、保健所長の許可が無くても、解剖を実施できる。

解剖の種類	目的	根拠法令	解剖を判断する者	遺族の承諾	備考
<p>学識技能を有する医師等が厚生労働大臣の認定を受けて実施する解剖</p> <p>解剖学、病理学又は法医学の教授又は准教授が実施する解剖</p>	研究等に資するため、遺族の承諾を得て行われる場合	<p>死体解剖保存法第2条第1項</p> <p>死体解剖保存法第2条第2項</p>	解剖を実施する医師等	必要	<p>※以下の場合、遺族の承諾を必要としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死亡確認後30日を経過しても、なおその死体について引取者のない場合</li> <li>・ 2人以上の医師が診療中であつた患者が死亡した場合に、主治の医師を含む2人以上の診療中の医師等が死因を明らかにするため特にその解剖の必要を認め、且つ、遺族の所在が不明であり、又は、遺族が遠隔の地に居住する等の事由により、遺族の諾否の判明を待ってはいは解剖の目的がほとんど達せられないとき</li> </ul>
監察医による解剖	伝染病、中毒又は災害により死亡した疑のある死体その他死因の明らかでない死体について、検案によつても死因の判明しない場合	死体解剖保存法第2条第3項	政令で定める地を管轄する都道府県知事	必要なし	
刑事訴訟法に基づく解剖(司法解剖)	犯罪捜査の一環として、犯罪性によることが明らかな死体またはその疑いのある死体の死因を明らかにする場合	死体解剖保存法第2条第4項(刑事訴訟法第168条等)	裁判所	必要なし	
食品衛生法に基づく解剖	原因調査上必要があると認める場合	死体解剖保存法第2条第5項(食品衛生法第59条)	都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長	必要(ただし、法第59条第2項の規定※により解剖する場合は必要ない)	※その死体を解剖しなければ原因が判明せず、その結果 公衆衛生に重大な危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、遺族の同意を得ないでも、これに通知した上で、その死体を解剖に付することができる。
検疫法に基づく解剖	検疫感染症につき、必要があると認める場合	死体解剖保存法第2条第6項(検疫法第13条)	検疫所長	必要(ただし、法第13条第2項後段の規定※に該当する場合は必要ない)	※その死因を明らかにするため解剖を行う必要がある、かつ、その遺族の所在が不明であるか、又は遺族が遠隔の地に居住する等の理由により遺族の諾否が判明するのを待ってはいは解剖の目的がほとんど達せられないことが明らかであるときは、遺族の承諾を受けることを要しない。
死因・身元調査法に基づく解剖 ※警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成24年法律第34号)	警察等(警察及び海上保安庁をいう。)が取り扱う死体(犯罪捜査の手続きが行われる死体を除く。)について、死因を明らかにするため特に必要があると認める場合	死体解剖保存法第2条第7項(死因・身元調査法第6条)	警察署長	必要なし※	※ただし、あらかじめ、遺族に対して解剖が必要である旨を説明しなければならない。

## 【図5】 諸外国における法医解剖の状況

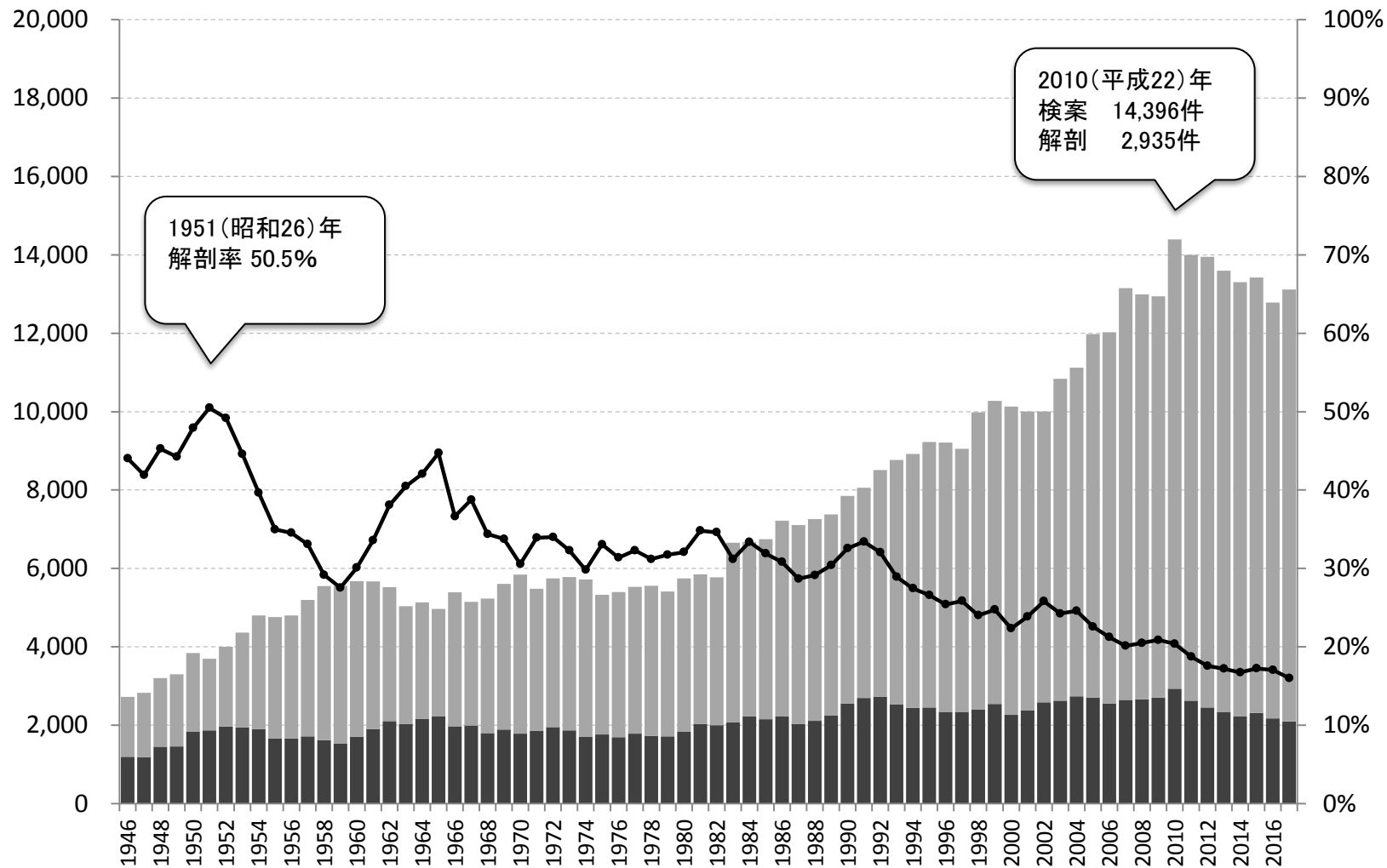
	人口	異状死体の解剖率	全死体に占める異状死体の解剖率
米国 ワシントン州キング郡	約188万人	12.5%	9.2%
英国 イングランド&ウェールズ	約5,500万人	45.8%	21.1%
ドイツ（ハンブルク州）	約174万人	19.3%	5.8%
スウェーデン	約930万人	89.1%	5.9%
フィンランド	約500万人	78.2% (ただしヘルシンキ市)	24.4%
オーストラリア ビクトリア州	約500万人	53.5%	7.6%
日本	約13,000万人	11.2%	1.6%
東京都区部	約895万人	20.2%	4.4%
大阪市内	約267万人	32.7%	6.3%
神戸市（7区）	約107万人	67.1%	10.1%

※ 異状死体の定義は国により相違しているため、異状死体数は第一次死体取扱機関(日本における警察)に対する届出数  
 ※ 解剖率は、米国2008年中、英国、ドイツ、スウェーデン、フィンランド2009年中(ただしヘルシンキ2008年中)、オーストラリア2009年7月から2010年6月まで、日本2010年中

※ 大阪市内については、大阪市内に所在する警察署が取扱った死体数を基に計算

※ 神戸市(7区)内については、神戸市のうち、東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区、須磨区及び垂水区に所在する警察署が取扱った死体数を基に計算

# 【図6】東京都監察医務院における年次別検案・解剖件数 1946（昭和21）年～2017（平成29）年



【図7】都道府県別の死体取扱状況（平成29年度）

都道府県	死体取扱数	検視官臨場			死体解剖			解剖率
		臨場数	臨場率	司法解剖	調査法解剖	その他の解剖		
全	165,837	130,795	78.9%	8,157	2,844	9,582	12.4%	
北海道	7,405	5,863	79.2%	689	41	0	9.9%	
青森	2,096	2,034	97.0%	209	11	0	10.5%	
岩手	1,972	1,414	71.7%	107	4	0	5.6%	
宮城	2,980	2,865	96.1%	222	87	0	10.4%	
秋田	1,387	1,337	96.4%	209	7	0	15.6%	
山形	1,691	1,609	95.2%	126	51	0	10.5%	
福島	2,795	2,299	82.3%	136	14	0	5.4%	
茨城	4,203	3,562	84.7%	202	33	68	7.2%	
栃木	3,237	2,413	74.5%	172	40	0	6.5%	
群馬	2,452	2,437	99.4%	72	12	1	3.5%	
埼玉	9,254	8,509	91.9%	417	11	4	4.7%	
千葉	8,048	7,423	92.2%	286	36	13	4.2%	
東京都	20,527	10,306	50.2%	233	535	3,329	20.0%	
神奈川県	12,518	6,697	53.5%	590	741	4,014	42.7%	
新潟	3,282	1,708	52.0%	128	8	0	4.1%	
富山	1,389	1,379	99.3%	154	1	7	11.7%	
石川	1,306	1,273	97.5%	136	17	0	11.7%	
福井	1,088	1,081	99.4%	111	12	0	11.3%	
山梨	1,144	1,126	98.4%	54	7	0	5.3%	
長野	2,526	1,687	66.8%	166	1	0	6.6%	
岐阜	2,503	2,140	85.5%	35	4	0	1.6%	
静岡県	4,315	4,167	96.6%	164	2	0	3.8%	
愛知県	7,322	5,415	74.0%	266	86	4	4.9%	
三重	2,563	1,843	71.9%	126	18	1	5.7%	
滋賀	1,638	1,469	89.7%	106	14	0	7.3%	
京都	2,818	2,668	94.7%	124	51	1	6.2%	
大阪府	12,556	10,279	81.9%	558	69	977	12.8%	
兵庫県	4,893	4,181	85.4%	219	356	1,101	34.3%	
奈良	1,870	1,724	92.2%	155	26	0	9.7%	
和歌山	1,386	819	59.1%	143	94	0	17.1%	
鳥取	876	870	99.3%	45	26	0	8.1%	
島根	943	835	88.5%	84	19	0	10.9%	
岡山	2,464	2,255	91.5%	180	27	0	8.4%	
広島	3,352	3,077	91.8%	46	0	0	1.4%	
山口	2,084	1,982	95.1%	84	23	5	5.4%	
徳島	928	922	99.4%	61	14	0	8.1%	
香川	1,454	1,316	90.5%	91	20	0	7.6%	
愛媛	2,108	2,081	98.7%	88	17	0	5.0%	
高知	1,269	1,211	95.4%	75	3	0	6.1%	
福岡	5,773	4,661	80.7%	409	71	2	8.3%	
佐賀	1,090	1,057	97.0%	58	6	0	5.9%	
長崎	1,587	1,249	78.7%	117	7	0	7.8%	
熊本	2,233	1,818	81.4%	87	19	0	4.7%	
大分	1,335	1,294	96.9%	34	1	0	2.6%	
宮崎	1,327	1,236	93.1%	48	1	0	3.7%	
鹿児島	2,022	1,540	76.2%	128	6	0	6.6%	
沖縄	1,828	1,664	91.0%	207	195	55	25.0%	

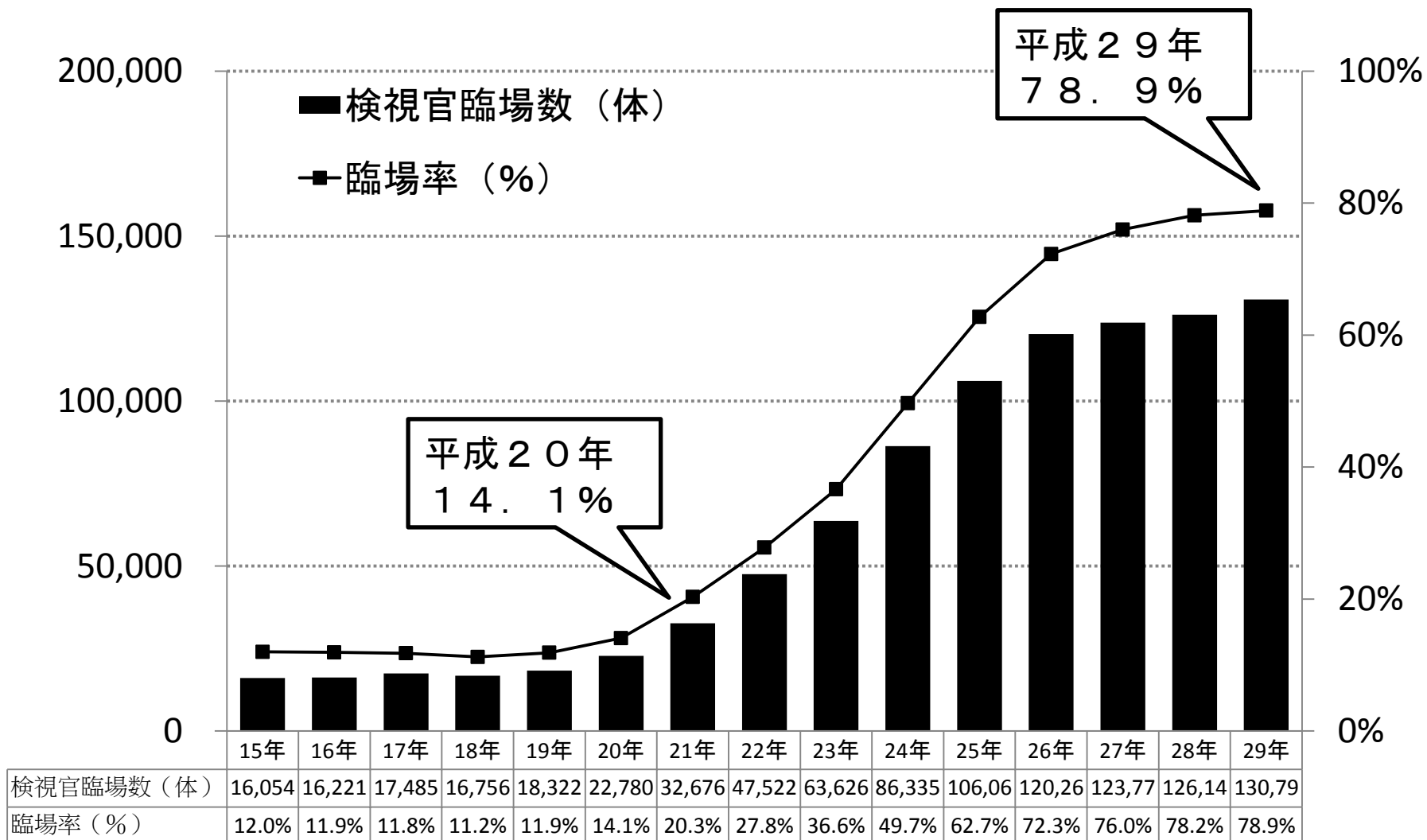


## 【図8】登録検案医育成研修カリキュラム（東京都監察医務院）

東京都監察医務院は、新たな登録検案医を育成するため、平成22年4月から座学と実技からなる研修を受け入れている。

内 容		所要時間	主な内容
講義 2日	I 目的・法規	2時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>異状死体取扱制度の意義と関係法規</li> <li>日本の異状死体届出義務の考え方と欧米の制度</li> </ul>
	II 検案書 ①法規・書式 ②ICD-10 ③検案書の書き方	3時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡診断書（死体検案書）の書式と記入要領</li> <li>疾病及び関連保健問題の国際統計（ICD-10）分類の説明</li> <li>死因統計について</li> <li>症例の提示と大規模災害</li> </ul>
	III 検案医業務	1時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>検案時の心構え</li> </ul>
	IV 検案の注意点	2時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒトの死と死体现象の説明</li> <li>検案手法の概要説明</li> <li>各種法医学解剖、病理解剖の必要性和制度的な限界</li> </ul>
	V 検案の実際	1時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>実際例に即した注意点</li> <li>日常よく遭遇する事例の説明</li> </ul>
	VI 遺族への対応	1時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺族への説明養成</li> <li>異状死届出義務</li> <li>生命保険手続への協力</li> <li>裁判への対応</li> </ul>
検案実技		100体	<ul style="list-style-type: none"> <li>最初の50体まで補助検案（監察医指導の下、実施）</li> <li>残り50体は自主検案（監察医支援下で研修生自ら検案実施）</li> </ul>
解剖実技		1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>解剖実技及び見学研修</li> </ul>

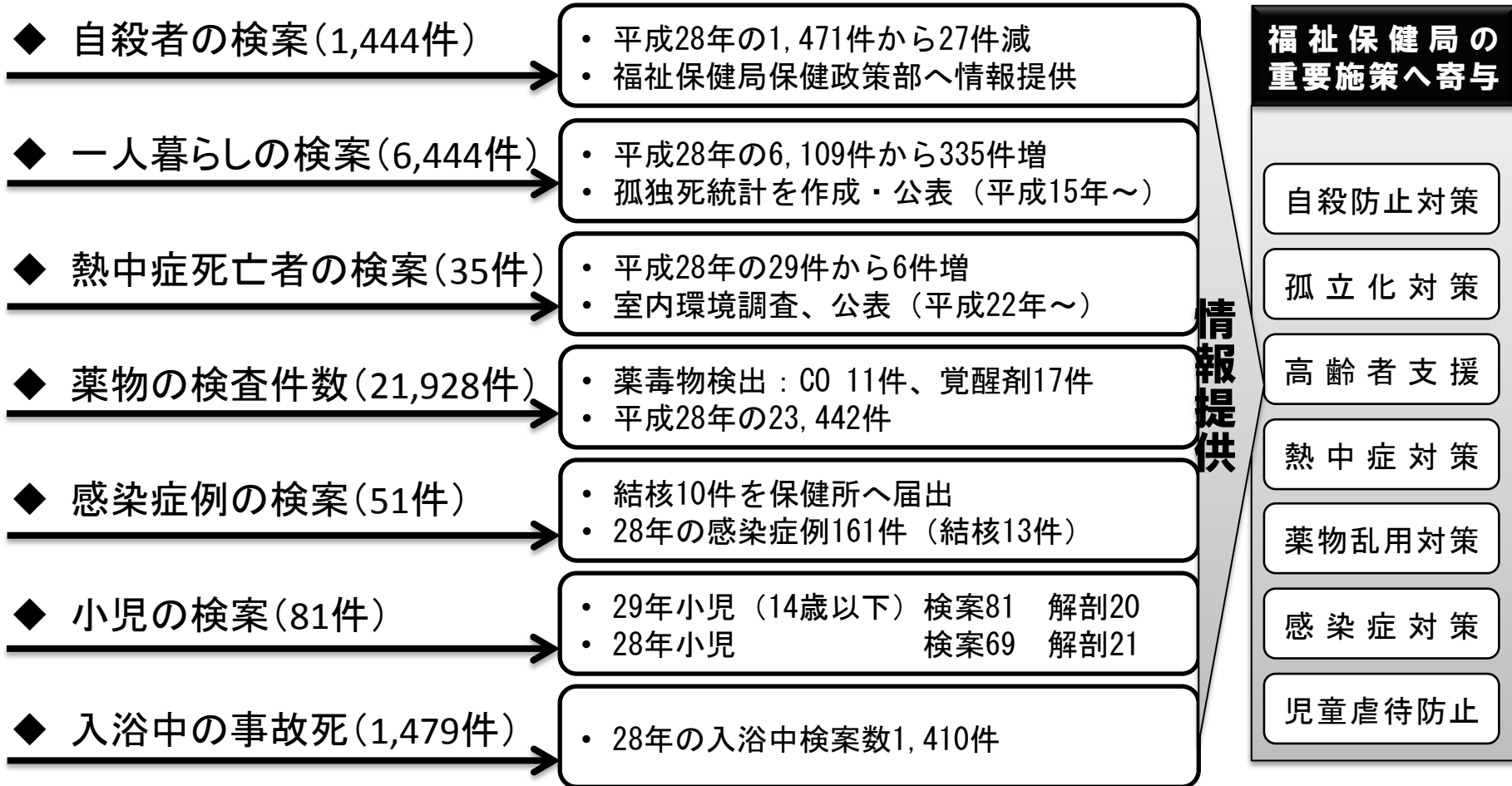
【図9】 検視官臨場率等の推移（全国）



【図10】 検視官及び検視官補助者の体制

	検視官	検視官補助者
平成20年	160名	169名
平成21年	196名	317名
平成22年	221名	358名
平成23年	268名	450名
平成24年	304名	520名
平成25年	333名	568名
平成26年	333名	557名
平成27年	340名	552名
平成28年	341名	553名
平成29年	357名	550名
平成30年	363名	550名

# 【図11】 東京都監察医務院の特定案件（平成29年）



## 【図12】 東京都監察医務院における20歳未満死体の死因究明

		平成18年 2006年	平成19年 2007年	平成20年 2008年	平成21年 2009年	平成22年 2010年	平成23年 2011年	平成24年 2012年	平成25年 2013年	平成26年 2014年	平成27年 2015年	平成28年 2016年	平成29年 2017年
0～4歳	検案	80	59	81	61	65	43	57	57	50	59	46	58
	解剖	47	33	48	36	41	29	41	29	27	26	17	16
5～9歳	検案	13	4	9	4	11	8	18	6	14	8	10	9
	解剖	1	1	2	1	3	1	3	2	3	2	2	3
10～14歳	検案	16	8	13	18	9	8	11	11	13	11	13	14
	解剖	4	2	1	4	1	1	2	2	1	1	2	1
15～19歳	検案	54	56	56	62	55	62	54	46	51	47	43	54
	解剖	12	7	8	10	8	8	5	9	4	0	3	5
合計	検案	215	163	210	186	185	152	186	153	159	154	133	155
	解剖	64	43	59	51	53	39	51	42	35	29	24	25
解剖率		29.8%	26.4%	28.1%	27.4%	28.6%	25.7%	27.4%	27.5%	22.0%	18.8%	18.0%	16.1%

## 【図13】 多摩地域における検案業務の状況

### (1) 多摩・島しょ地区における登録検案医の数の推移

	2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)
登録検案医の数(実働ある者)	44人	36人	32人	32人

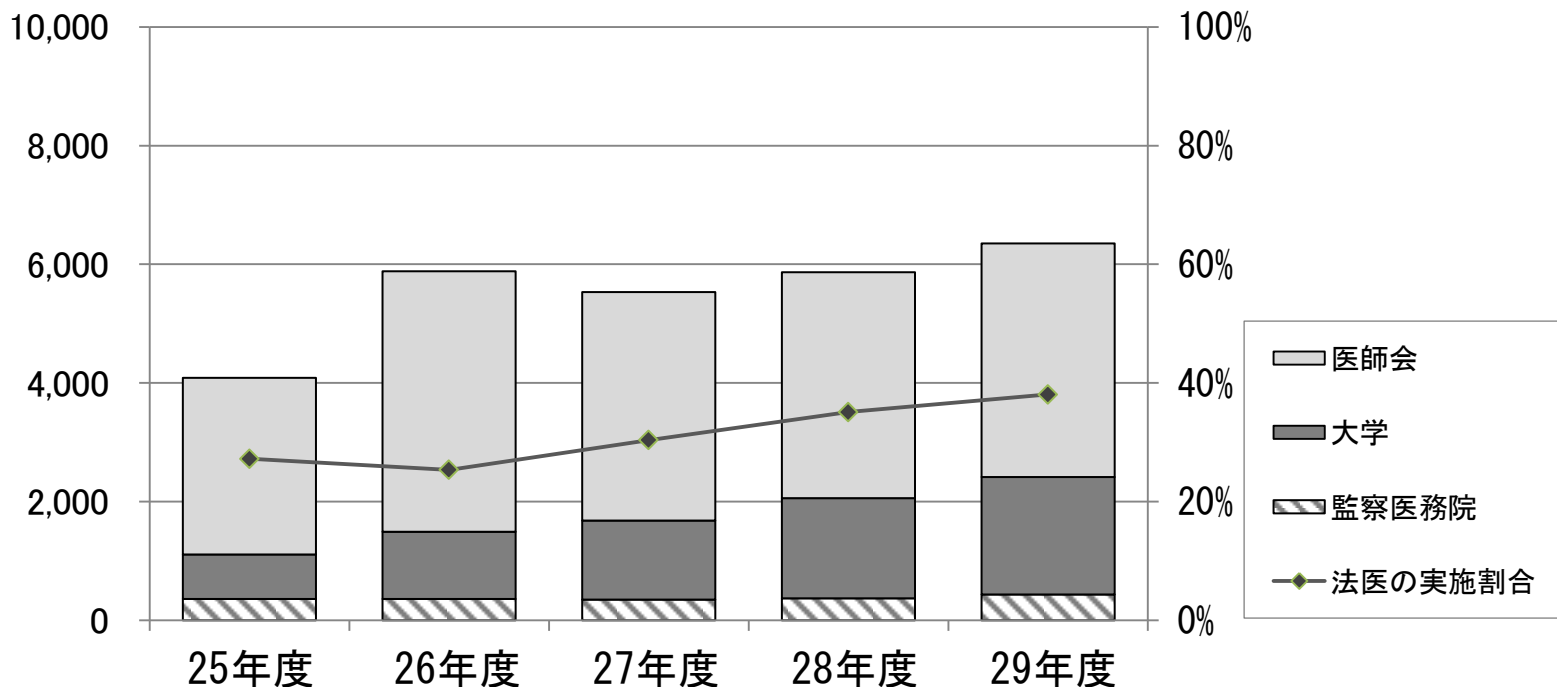
### (2) 特別区と多摩島しょ地域の死因究明体制の比較

	死体検案	行政解剖	解剖の根拠	遺族承諾	実績(平成29年)
特別区	監察医務院	監察医務院	死体解剖保存法8条 (監察医制度が適用)	不要 (監察医解剖)	死体検案 13,118件 行政解剖 2,099件 解剖率 16.0%
多摩・ 島しょ	東京都医師会 東京慈恵会医科大学・杏林大学 監察医務院(立川警察署管内)	東京慈恵会医 科大学・ 杏林大学	死体解剖保存法7条 (監察医解剖非適用) 東京都要綱	必要 (承諾解剖)	死体検案 6,106件 行政解剖 1,209件 解剖率 19.8%

### (3) 登録検案医不在地域で発生した遺体の検案に出場する大学等

登録検案医確保困難地域	検案を担当する者
立川市、国立市 (いずれもH19年12月～)	監察医務院 (多摩班)
日野市 (H27年10月～) 稲城市 (H30年10月～) 府中市 (H31年2月～)	東京慈恵会医科大学
三鷹市 (H29年1月～)	杏林大学
調布市、狛江市	近隣医師会が医師派遣

【図14】 多摩地域における検案実施の推移  
(医師会・大学・監察医務院の別)



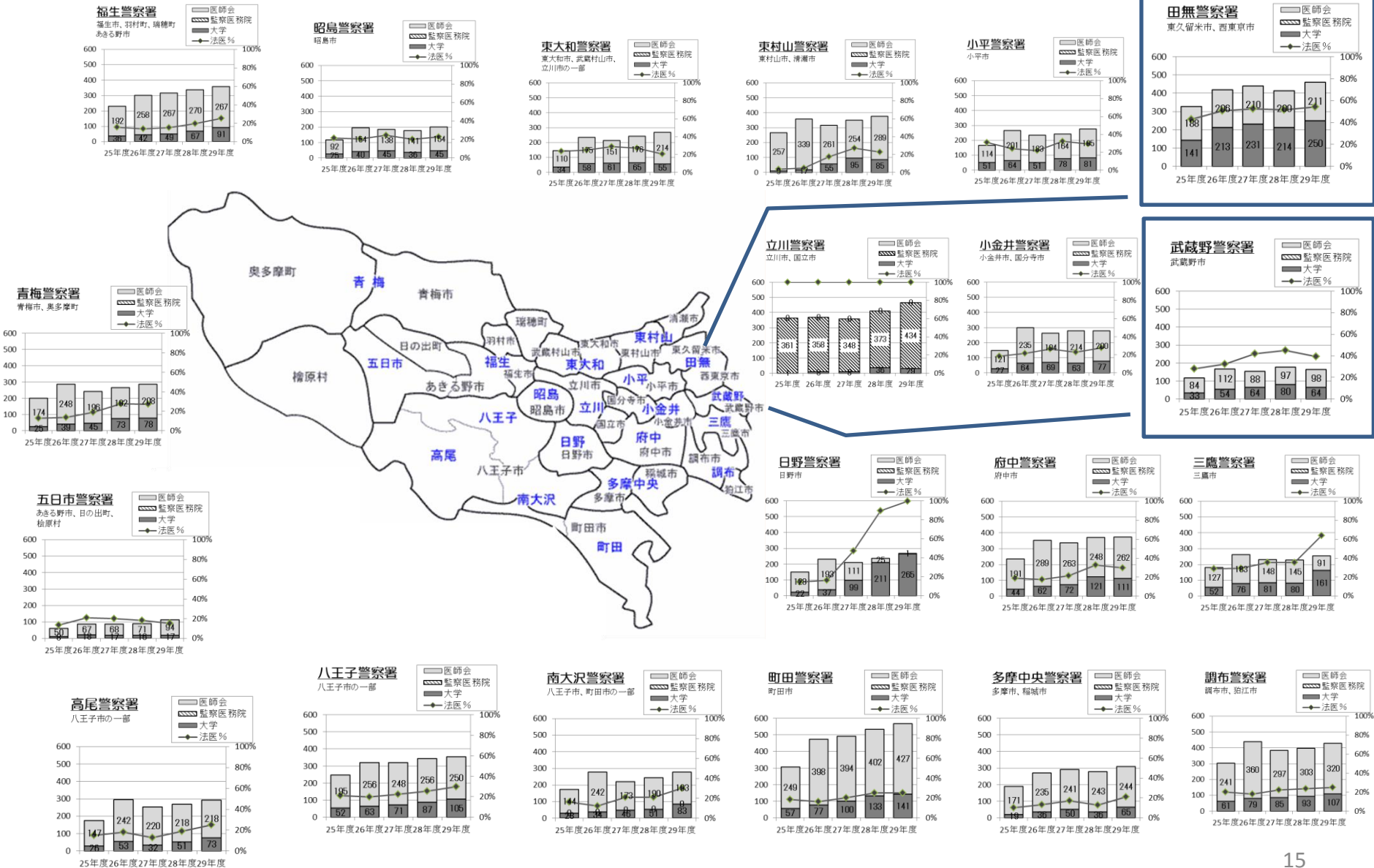
検 案 件 数 <b>a</b>	4,087	5,885	5,530	5,868	6,353
医 師 会 <b>b</b>	2,975	4,393	3,851	3,809	3,936
大 学 <b>c</b>	751	1,134	1,331	1,686	1,983
監 察 医 務 院 <b>d</b>	361	358	348	373	434
法医の実施割合 (c + d) / a	27.2%	25.4%	30.4%	35.1%	38.0%

出典 各会計年度の  
支払実績による

大学による巡回検案の拡大、持込検案の積極的受入れにより、法医による検案が増えている。

※注 医師会に加入している大学所属の法医による実施分は大学に計上し、医師会から除外した。

# 【図15】警察署別にみた検案件数の推移 (地区医師会員、大学、監察医務院の内訳)

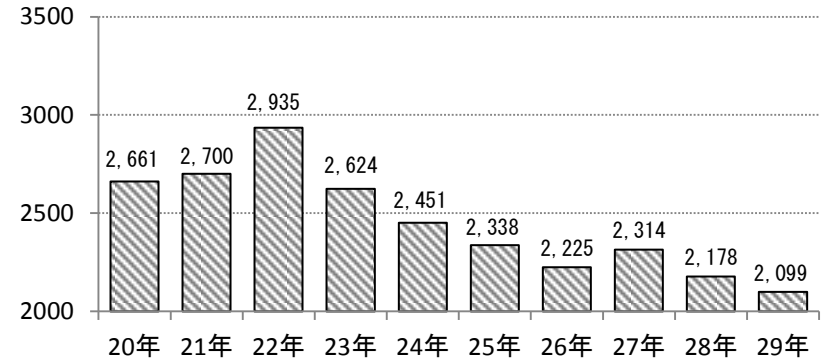
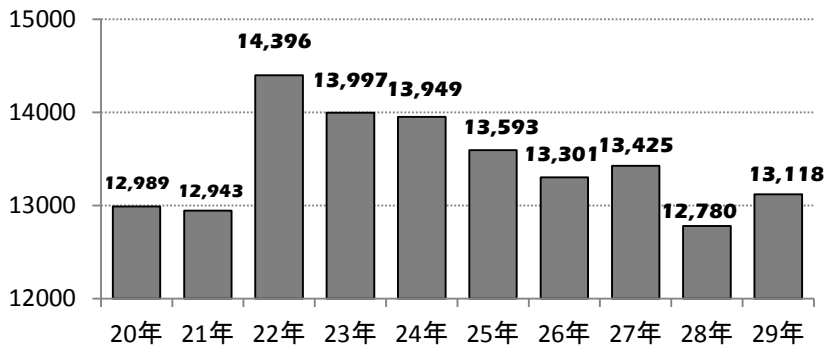




# 【図16】 東京都監察医務院の事業活動

## □ 23区の検案・解剖

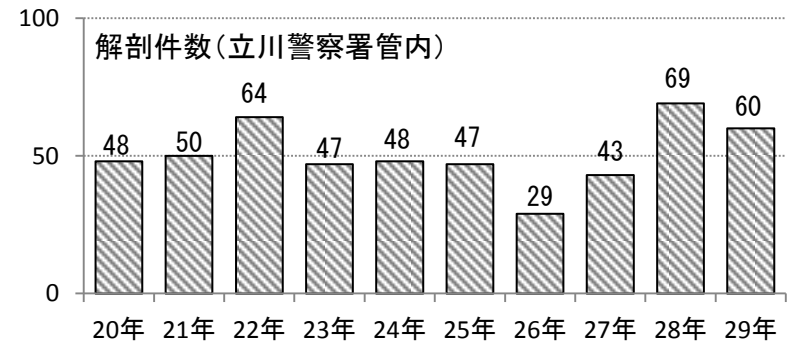
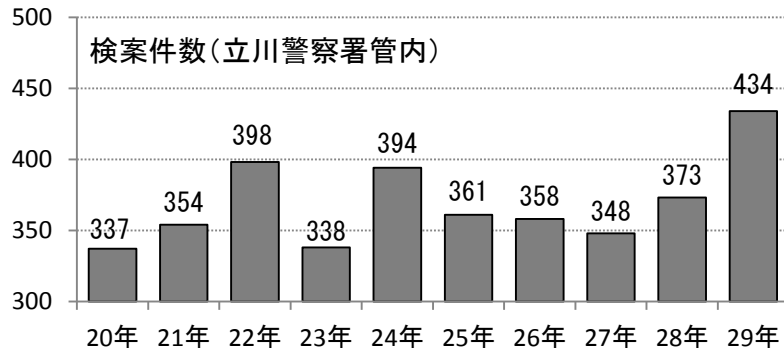
- 検案班 4～5班編成（監察医1、監察医補佐1、運転手1）
- 解剖班 3班編成（監察医1、臨床検査技師1、監察医補佐1）



## □ 監察医務院による多摩の検案活動

- 検案班 1班編成
- 解剖は、東京慈恵会医科大学、杏林大学が実施

- ・ 管轄：立川警察署管内
- ・ 沿革：19年12月～モデル事業  
21年4月～本格実施
- ・ 予算： 千円、人員定数なし
- ・ 根拠：監察医務院庶務規定附則



# 【図17】監察医務院処務規程

(昭和25年訓令第73号) 抜粋

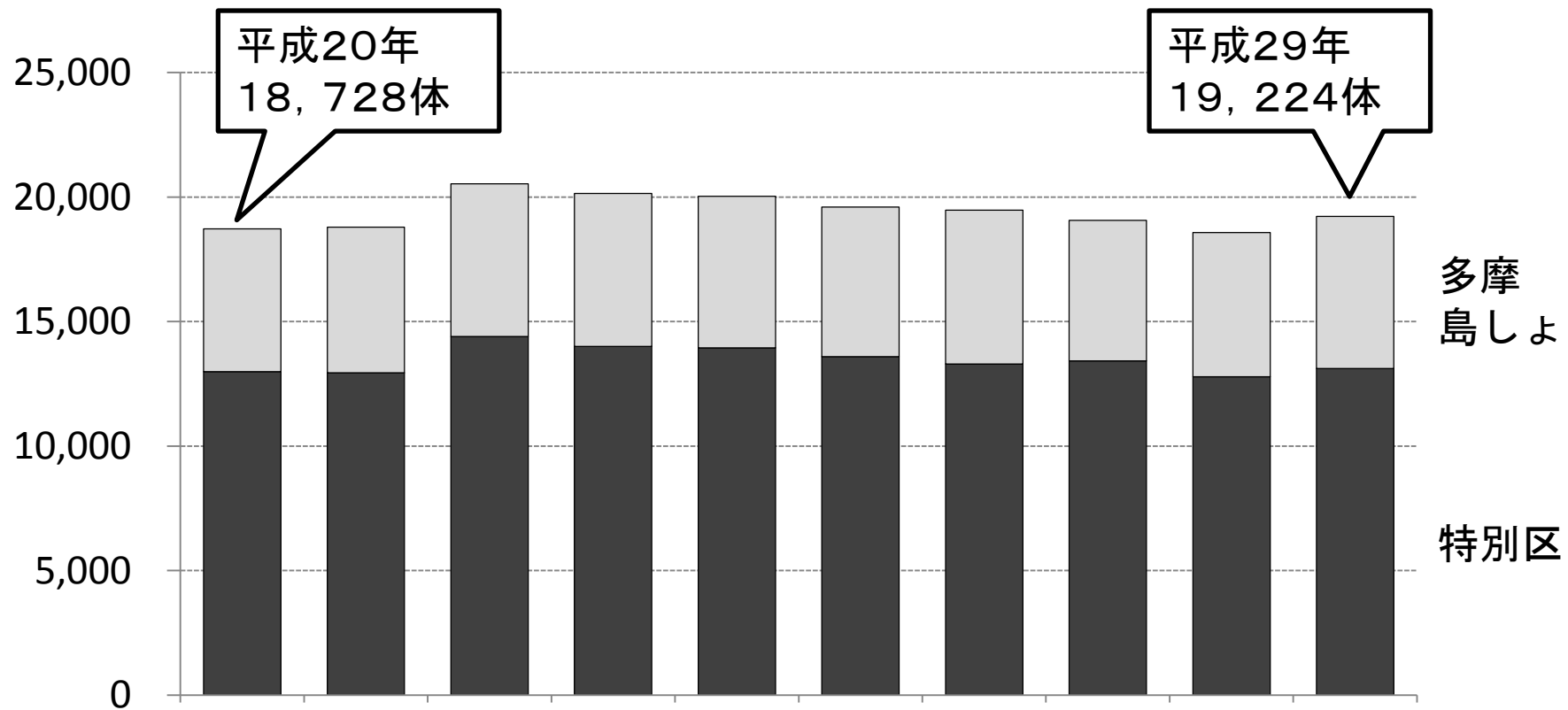
**第1条** 監察医務院は、死体解剖保存法の定める死体の検案及び解剖による死因の調査…をつかさどる。

**附則** 平成31年3月31日までの間は、第1条中「死体解剖保存法の定める死体の検案及び解剖による死因の調査」とあるのは、「死体解剖保存法の定める死体の検案及び解剖による死因の調査、**医師法の定める死体の検案**」とする。

【図18】 多摩・島しょ地域の解剖率  
 (医師会医師と大学法医の比較)

		26年度	27年度	28年度	29年度
医師会の医師	検案	4,541	3,862	3,758	3,923
	解剖	48	35	5	7
	%	1.1%	0.9%	0.1%	0.2%
大学の法医	検案	1,140	1,325	1,709	2,110
	解剖	824	818	1,012	1,227
	%	72.3%	61.7%	59.2%	58.2%
合 計	検案	5,681	5,187	5,467	6,033
	解剖	872	853	1,017	1,234
	%	15.3%	16.4%	18.6%	20.5%

# 【図19】東京都の死体取扱総数(検案件数)の推移

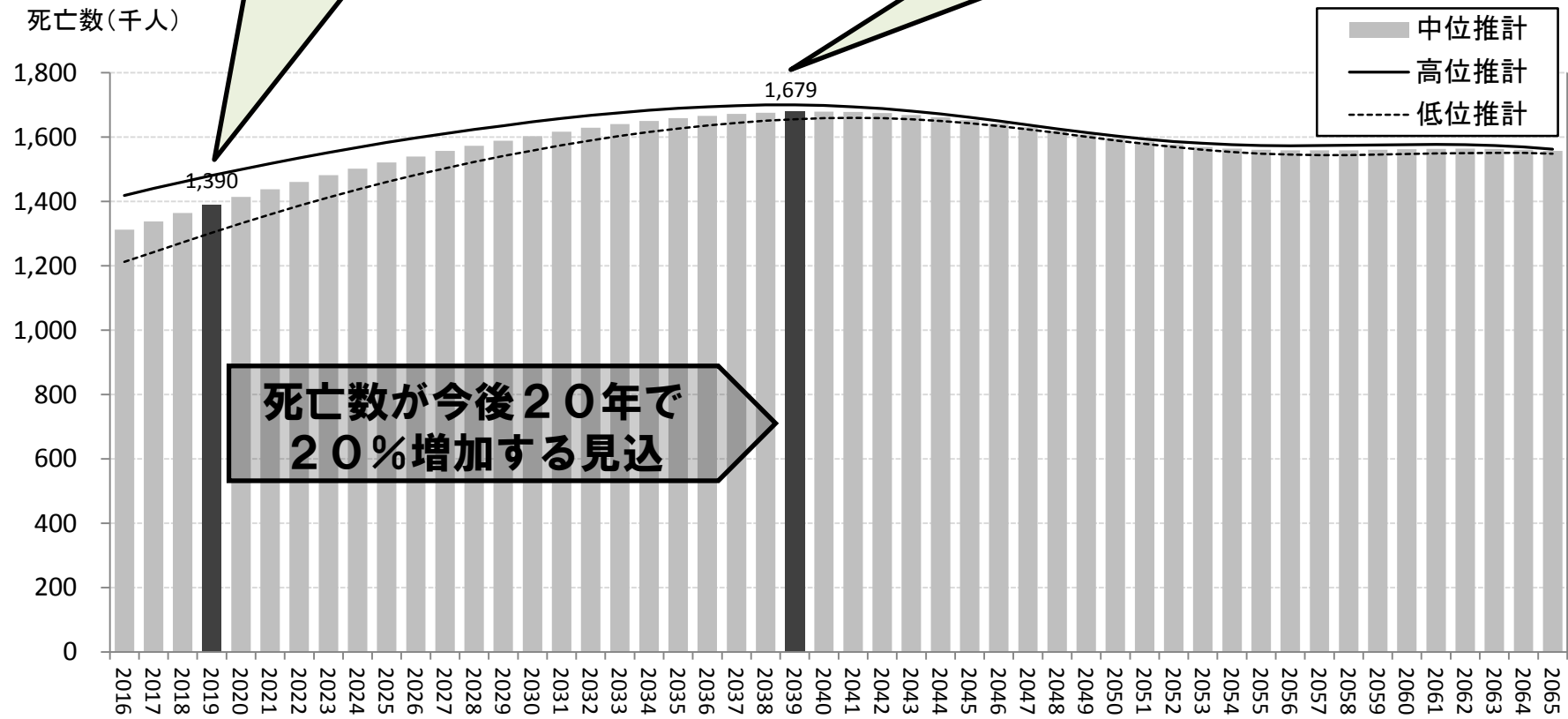


	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
死体取扱総数	18,728	18,792	20,529	20,146	20,031	19,596	19,472	19,069	18,571	19,224
[内訳]特別区	12,989	12,943	14,396	13,997	13,949	13,593	13,301	13,425	12,780	13,118
[内訳]多摩島嶼	5,739	5,849	6,133	6,149	6,082	6,003	6,171	5,644	5,791	6,106

# 【図20】日本の将来推計人口<平成29年推計> (国立社会保障・人口問題研究所)

平成31(2019)年死亡数(推計)  
1,390千人(低位1,303—高位1,481)

平成51(2039)年死亡数(推計)  
1,679千人(低位1,656—高位1,700)



死亡数が今後20年で  
20%増加する見込

# 【図21】 監察医務院の人口100万人当たり年間予算額（人件費含む）※

聴取調査・試算：東京都

**2億円**

法医学会の提言  
（一人200円）を  
参考にした場合

約4,200万円  
（推計）

約8,000万円  
（推計）

約1億2,500万円  
（推計）

約1億1,500万円  
多摩島しょ（推計）

## 兵庫県監察医務室

### 施設

神戸大学の剖検室を間借り

### 管轄面積及び域内人口

- ・管轄面積：約178km<sup>2</sup>
- ・域内人口：約107万人  
（平成30年12月現在）

### 年間事業費（人件費除く）

約2,400万円

### 検案の体制

- ・1日当たり監察医：1人
- ・神戸大学へ搬入された死体のみ検案実施

## 大阪府監察医事務所

### 施設

独自の庁舎

### 管轄面積及び域内人口

- ・管轄面積：約225km<sup>2</sup>
- ・域内人口：約272万人  
（平成30年12月現在）

### 年間事業費（人件費除く）

約8,000万円

### 体制

- ・1日当たり監察医：2人
- ・各警察署等に出向いて検案実施

## 東京都監察医務院

### 施設

独自の庁舎

### 管轄面積及び域内人口

- ・管轄面積：約627km<sup>2</sup>
- ・域内人口：約957万人  
（平成30年12月現在）

### 年間事業費（人件費除く）

約5億8,500円

### 体制

- ・1日当たり監察医：8～9人
- ・現場等に出向いて検案実施

※ 人口百万当たり年間予算額については、各施設から都が聴取した年間事業費（人件費除く）に加え、各施設の職員数と都の報酬基準に基づき人件費を推計し合算した。

## 【図22】東京都監察医務院の沿革

昭和20年11月18日	朝日新聞に「始まっている『死の行進』餓死はすでに全国の街に」の見出しで、全国主要都市の飢餓状況が報道される。
昭和21年4月1日	連合軍総司令部から東京都への申し入れの結果、東京都において、「東京都変死者等死因調査規程」を制定。東京都民生局長（現福祉保健局長）の主管の下に東大、慶大に委嘱して我が国最初の監察医務業務開始
昭和21年8月1日	東京都監察医立川駐在所を立川病院内に開設、監察医を常駐
昭和21年12月11日	総司令部公衆衛生福祉部より厚生省医務局長へ「監察医局の設置」に関する覚書がきて各主要都市に監察医を任命配置するよう指令
昭和22年1月17日	勅令第542号に基づく厚生省令「死因不明死体の死因調査に関する件」公布。監察医制度が東京に続いて大阪、京都、横浜、名古屋、神戸、福岡の七大都市に広げられ、各都市の医科大学がその業務を委嘱
昭和24年6月10日	死体解剖保存法公布、同年12月10日施行
昭和24年10月21日	立川駐在所廃止。以後、監察医務の実施地域は、23区のみと改め、現在に至る。
昭和24年12月9日	監察医を置くべき地域を定める政令公布、翌12月10日施行 実施地域が東京23区、大阪、京都、横浜、名古屋、神戸、福岡と規定
平成16年1月5日	持込検案開始
平成21年4月1日	東京都監察医務院による多摩検案活動事業実施
平成26年7月17日	新庁舎での業務開始

## 【図23】 監察医制度の現状について

○ 東京23区等、政令で定める地を管轄する都道府県知事は、死因不明の死体について、その解明のため監察医に検案、解剖させることができる。

■ **死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)**

**第8条** 政令で定める地を管轄する都道府県知事は、その地域内における伝染病、中毒又は災害により死亡した疑のある死体その他死因の明らかでない死体について、その死因を明らかにするため監察医を置き、これに検案をさせ、又は検案によっても死因の判明しない場合には解剖させることができる。但し、変死体又は変死の疑がある死体については、刑事訴訟法第229条の規定による検視があつた後でなければ、検案又は解剖させることができない。

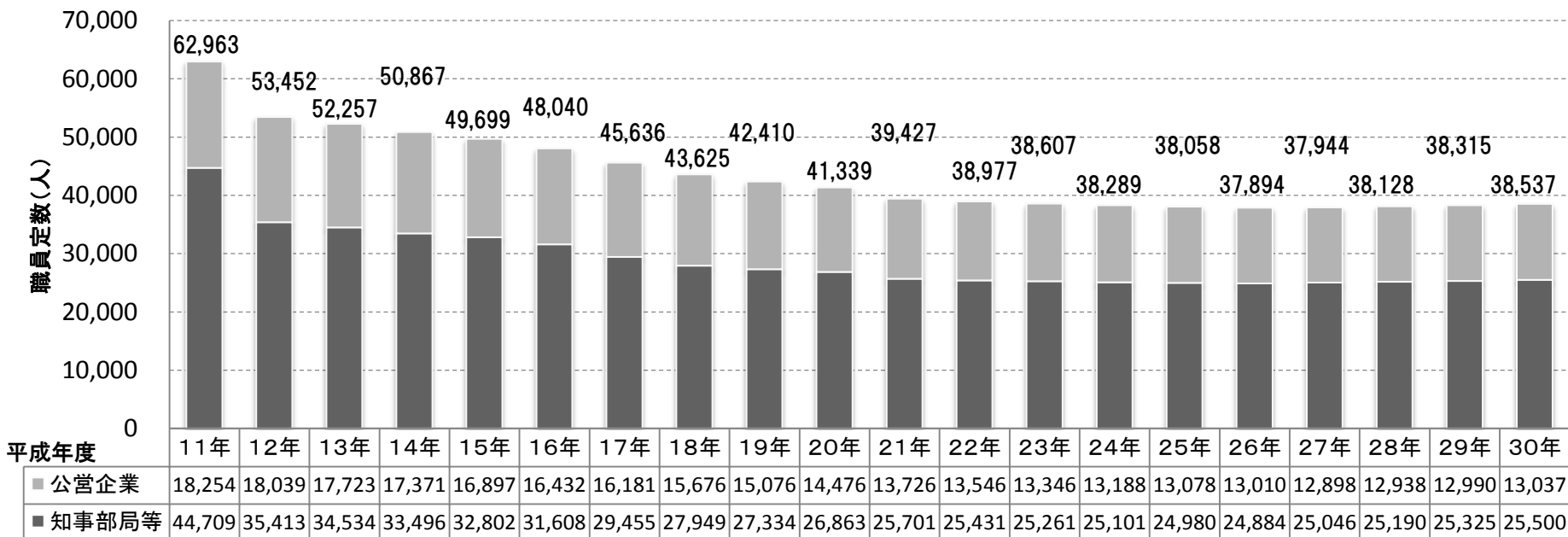
■ **監察医を置くべき地域を定める政令(昭和24年政令第385号)**

死体解剖保存法第8条第1項の規定に基き、次の地域を定める。東京都の区の存する区域、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市

都府県名	監察医 設置地域	実施状況	監察医地域 (平成29年中)		監察医数 (平成30年4月1日現在)			遺族の検案・解剖の費用負担 (死体解剖保存法8条に基づくもの)
			検案数	解剖数	常勤	非常勤	計	
東京都	東京23区	東京都監察医務院で 検案・解剖を実施	13,118	2,099	13	53	66	検案：なし 解剖：なし 検案書発行：一通目無料 二通目以降900円
神奈川県	横浜市	監察医制度を廃止 (平成27年3月31日)	0	0	0	0	0	
大阪府	大阪市	大阪府監察医事務所 で検案・解剖を実施	4,551	980	0	43	43	検案：なし 解剖：なし 検案書発行：一通目11,700円 二通目以降5,000円
愛知県	名古屋市	愛知県死因調査研究会 (医学部を持つ県 内4大学の解剖医5名 で構成)に委託	1	1	0	5	5	検案：なし 解剖：なし 検案書発行：遺族負担(大学 により異なる)
兵庫県	神戸市	神戸大学医学部剖検 室にて神戸市内(西 区、北区を除く)の 検案・解剖を実施	1,289	1,009	1	13	14	検案：15,000円 解剖：上記に含まれる 検案書発行：5,000円



# 【図24】東京都の職員定数の推移 (平成11年度から平成30年度まで)



※ 知事部局等には、議会局・行政委員会を含む。  
【参考】東京都総務局「職員定数等の概要」(平成11年度～30年度)

東京都の行政改革

都庁改革アクションプラン  
11年度～15年度

第二次都庁改革  
アクションプラン  
16年度～18年度

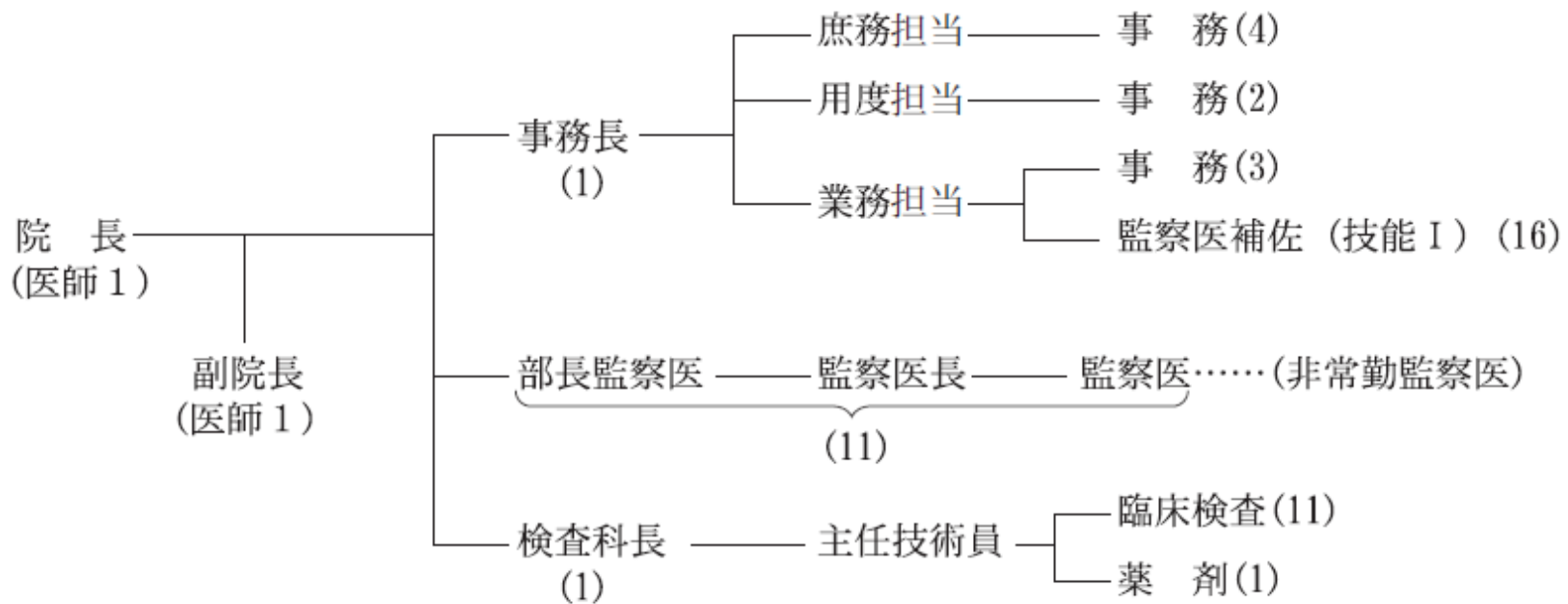
行財政改革  
実行プログラム  
19年度～21年度

行財政改革実行プログラム後の取組  
22年度～

## <平成11年度以降の東京都の職員定数>

	H11年度	H30年度	差引	増減率(%)
知事部局等	44,709	25,500	▲ 19,209	▲ 43.0%
公営企業	18,254	13,037	▲ 5,217	▲ 28.6%
学校職員	63,299	64,566	1,267	2.0%
警視庁	44,544	46,501	1,957	4.4%
東京消防庁	18,013	18,502	489	2.7%
合計	188,819	168,106	▲ 20,713	▲ 11.0%

# 【図25】東京都監察医務院の組織



注：（ ）内数字は定数

## 【図26】東京都監察医務院の業務執行体制

- ア 検案班……〔監察医 1 人、監察医補佐 1 人、運転手（委託） 1 人〕の計 3 人のチームにより  
1 日 4～5 班編成（12月～3月：5 班）で実施  
※持込検案…〔常勤監察医 1 人、監察医補佐 1 人〕のチームにより平成16年 1 月から  
実施（土・日・祝日を除く。）  
※多摩検案…〔常勤監察医 1 人、監察医補佐 1 人、運転手（委託） 1 人〕の計 3 人の  
チームにより、平成19年12月から立川署管内で実施
- イ 解剖班…… { 解剖処置：〔監察医 1 人、臨床検査技師 1 人、監察医補佐 1 人〕の計 3 人の  
チームにより、1 日 3 班編成で実施  
遺族対応：遺体搬出入・遺体処置・遺族引渡等を監察医補佐 2 人で実施